

株式会社徳島四国ダイケン行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

2.内 容

目標1：2027年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均7日以上とする。(年次有給の付与日数が10日以上の対象者に限る)
対象者は全労働者の約70% (2022.3.31現在)

〈対 策〉

- * 2022年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- * 2022年4月～ 毎月各部署へ取得状況報告
- * 2022年4月～ 担当部署より有給の未取得者への取得を個別に働きかける

